

各私立幼稚園設置者 様

各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 4 年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る  
交付申請書の提出について（通知）

大阪府教育支援体制整備事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり交付申請書を提出していただきますようお願いします。

## 記

## 1. 対象となる者

令和 4 年度において、本補助金に係る内示を受けた私立幼稚園・認定こども園の設置者

※千円以上で内示を受けた事業がない場合は、提出不要です。

※交付申請を辞退する(本補助金の交付を受けない)場合も、交付申請書を提出してください(記載方法は FAQ 参照)。

## 2. 提出について

次の (1) 及び (2) の両方により提出してください。

(1)	方法	インターネット申請 <a href="https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2023020004">https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2023020004</a>
	期限	令和 5 年 3 月 3 日 (金曜日) ※期限後は申請画面を閉鎖します。
	提出資料	次の①及び②の電子データ (Excel 形式) ① 交付申請書 (様式第 1-2 号) ※設置者(法人)単位で作成 ② 交付申請内訳書 (鑑、別紙 1~10) ※園単位で作成
(2)	方法	郵送 ※宛先は本通知の最下部に記載しています。
	期限	令和 5 年 3 月 3 日 (金曜日) の消印まで有効 ※できる限り余裕をもって発送してください。
	提出資料	次の①②③④の紙媒体 ① 交付申請書 (様式第 1-2 号) ※設置者(法人)単位で作成 ② 交付申請内訳書 (鑑、別紙 1~10) ※園単位で作成 ③ 要件確認申立書 (様式第 2 号) ※設置者(法人)単位で作成 ④ 暴力団審査情報 (様式第 3 号) ※設置者(法人)単位で作成

※設置者(法人)単位で提出してください。

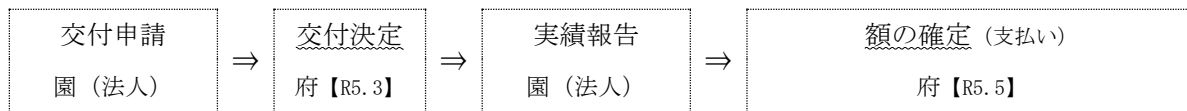
※電子及び紙の両媒体による提出が必要です。必ず、期限に余裕をもって提出してください。

※期限を超えての提出や、いずれか一方のみの提出、上記方法以外による提出は、受け付けません。

※提出がない場合(期限超過を含む)は、交付決定ができません。

### 3. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。



※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせや連絡等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。  
なお、メールは、意向確認の回答時にインターネット申込み画面にてご入力いただいたメールアドレスあてに行います。  
当該メールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

### 4. 留意事項

- ・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- ・交付申請及び交付申請内訳書については、必ず、各園(法人)において、年間の計画を精査した上でご提出ください。なお、事業計画時点で記載のなかった経費を今回追加で計上することはできません。
- ・提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文（留意点・FAQ等を含む）を、必ず確認してください。
- ・各根拠資料については、今回の交付申請時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 5. 提出・問い合わせ

ご不明点等ございましたら、下記の担当者あてメールにてお問い合わせください。

件名：(質問) 教育支援体制整備事業補助金に係る問い合わせ

本文：幼稚園番号、幼稚園名、質問者名、質問内容（事業名も記載）

※お問い合わせが集中するため、お電話はご遠慮ください。

※お問い合わせ前に、本通知を含むこれまでの通知文（留意点・FAQを含む）をご確認ください。

〒540-8570

大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館 10階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当：高山、小木曾

電話：06-6210-9273

メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)